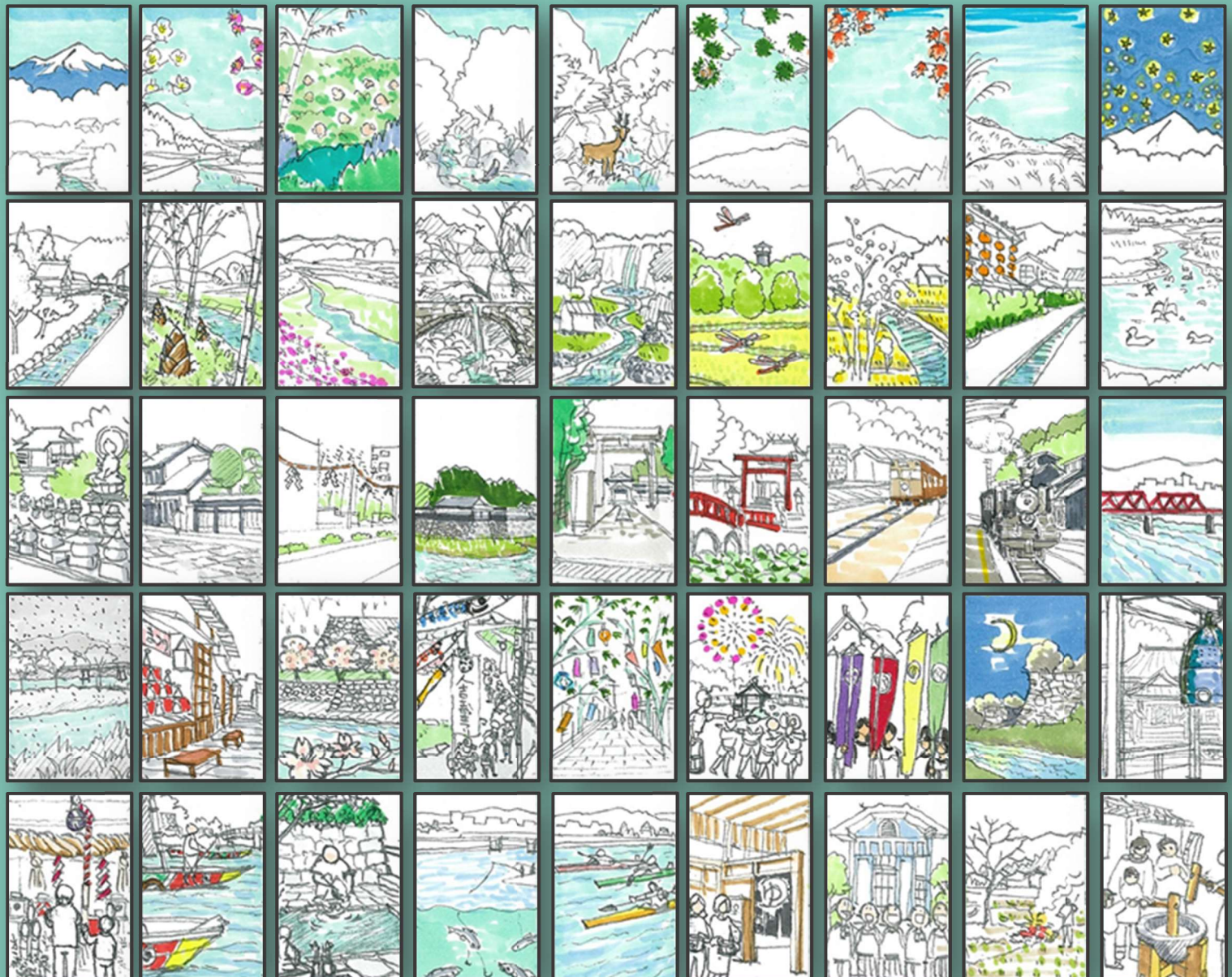


人吉市景観計画



人吉市景観計画《目次》

	序 章 計画の背景と位置づけ	1
	序－1 景観に関するこれまでの動き	2
	序－2 人吉市の社会状況	4
	序－3 本計画の目的と位置づけ	6
	序－4 計画検討作業の経過	7
	序－5 計画書の構成	8
第一部 計画の 基本方向	第1章 人吉市の風景の成り立ち	13
	1－1 人吉の風景をとらえる視点	14
	1－2 地勢から見た風景の特性	16
	1－3 社会史から見た風景の特性	19
	1－4 歳時記的な風景の特性	21
	1－5 日常から見た風景の特性	22
	まとめ 人吉にふわさしい風景のあり方とは	23
	第2章 市民から見た人吉の風景の価値と今後の課題	25
	2－1 大切にしたい風景	26
	2－2 風景に対する市民意識	30
	2－3 風景の診断	32
	まとめ 現地調査、アンケート、ヒアリング調査等から導かれること ...	33
第二部 政策と 基準・制度	第3章 景観政策の基本構成	37
	3－1 人吉がめざす景観の姿	38
	3－2 計画対象とする空間的範囲の設定	39
	3－3 計画の対象とする区域の区分	40
	3－4 景観計画区域	41
	3－5 景観形成地域	46
	3－6 景観形成重点地区	48
	3－7 眺望保全地区	53
	3－8 伝統継承地区	54
	3－9 特定施設届出地区	55
	まとめ 計画の体系	56
	第4章 基準および制度	57
	4－1 景観計画区域における基準	58
	4－2 球磨川河畔景観形成地域における基準	60
	4－3 青井阿蘇神社周辺重点地区における基準	62
	4－4 青井阿蘇神社眺望保全地区における基準	64
	4－5 おくんち祭り伝統継承地区における基準	66
	4－6 特定施設届出地区における基準	70
	4－7 景観重要建造物・景観重要樹木	72
	4－8 景観重要公共施設	73
	4－9 各区域に共通して適用する基準・制度	74
	まとめ 基準および制度の運用について	75
第三部 計画の運用	第5章 計画の推進	79
	5－1 市民が力を合わせて創り出す人吉の景観像	80
	5－2 個人や団体・組織に期待されること	81
	5－3 景観形成活動に関する行政の取り組み	82
	付属資料	85

序 章

計画の背景と位置づけ

風景は永い時間の積み重なりの中で形成されていきますが、一定の期間を定めて計画的にその質の改善を試みようとすれば、現下の時代趨勢を反映させ計画としての実効性を高める必要があります。このため、本計画の策定過程では、現在に至るまでの本市の景観に対する取り組みとその関連事象の履歴、今後の趨勢の見通しを確認しつつ、計画の組み立てを行いました。

序－1	景観に関するこれまでの動き	2
序－2	人吉市の社会状況	4
序－3	本計画の目的と位置づけ	6
序－4	計画検討作業の経過	7
序－5	計画書の構成	8

序ー１ 景観に関するこれまでの動き

高度経済成長期以降、産業構造と交通輸送手段の変化、人口移動と世帯構成の変化にともない、市街地・居住地の拡大、建造物の中高層化や構造形式・使用材料の変化が進みました。これに対して都市計画区域、用途地域、風致地区といった土地利用の管理によって、特に郊外化の影響を被る地域での風景を守る動きがありましたが、旧来の市街地中心部においては体系的な景観施策が講じられることなく現在に至っています。

平成に入ってから、次のような市街地内の景観整備に関する計画が進み、その結果として景観の悪化を防ぐことに一定の成果を挙げています。

- ①平成元年には九日町商店街において、電線の地中化をはじめ、歩道をモノトーン調のカラータイルで舗装し、ストリートファニチャーを設置するなどの整備事業を行い、美しく親しみやすい歩行環境が実現しました。
- ②平成３年人吉駅前地区地区計画が決定され、人吉市の玄関口としてふさわしい景観をもつ商業地の形成を進めることとなり、建築物の用途や意匠、壁面位置等に制限を行うルールが制定されました。
- ③平成６年に熊本県景観整備基本計画が、平成２０年には熊本県景観計画が制定されました。その中で、本市では商店街ゾーンや、球磨川河畔ゾーン、人吉城跡・永国寺ゾーンが景観形成基準のある景観形成地域に指定され、風景の質を高める試みが続いています。
- ④平成１５年には鍛冶屋町通り街なみ環境づくりのための住民協定が締結され、江戸初期に形成された城下の区割りを残す市街地について街並み形成の方針を宣言しました。街なみ環境整備事業の継続的な実施により、街なみに調和する整備が着々と実現しています。

その後、平成２０年に青井阿蘇神社の国宝指定があり、平成２７年には人吉球磨地域の伝統的建造物等が日本遺産に認定され、景観形成に対する機運が高まりを見せてきました。



人吉駅前地区



鍛冶屋町通り



青井阿蘇神社

表：序ー１ 景観施策の歩み

昭和					平成								
●都市計画法制定 (S43)	●都市緑地法制定 (S48)	●人吉自然公園都市基本計画策定 (S50)		●熊本県景観条例制定 (S62)	●人吉駅前地区地区計画策定 (H3)	●熊本県景観整備基本計画策定 (H6)	●鍛冶屋町通り街なみ住民協定締結 (H15)	●景観法制定 (H16)	●青井阿蘇神社国宝指定 (H20)	●熊本県景観計画策定 (H20)		●人吉球磨地域日本遺産認定 (H27)	●人吉市景観計画策定 (H27～R1)

【人吉駅前地区 地区計画の基本方針】

土地利用の方針

- ・駅前商業地の活性化を図るため、店舗その他の商業施設を集積するとともに、都市計画道路人吉駅蓑野線の道路境界線から壁面線までの部分を、歩道と一体的な歩行者空間とする等、オープンスペースを創出する。

建築物等の整備方針

- ・都市計画道路人吉駅蓑野線沿道地域においては、人吉市の玄関口として個性豊かな魅力ある商業地の形成を図るため、建築物の用途及び壁面の位置の制限等を行う。
- ・快適な歩行者空間の創出を図るため壁面の位置の制限等を行う。

【鍛冶屋町通り住民協定のまちなみ基準の基本方針（抜粋）】

- ・住み良さと通りとしての魅力が両立する街を実現するため、うるおいと情緒にあふれた半公共空間や建物の整備、演出を図り、誰もが散策したくなる「憩いとにぎわい」を備えた界限性を創出するものとする。
- ・公共空間である道路やポケット公園を憩いの場、語らいの場として活用するため、努めて安らぎある景観を創出するものとする。
- ・建物は原則として木造建てとし、それぞれの建築物が外壁の素材、色及び外観のデザインを調和させていくことによって美しい街並みをめざすものとする。
- ・屋根は瓦葺きとし、色、高さや勾配、軒の出幅を周辺の家屋と統一感をもたせるものとする。
- ・建物の色彩はテーマカラーであるレンガ色、ダーク・ブラウン、白などを基調とし、窓枠や開口部にアルミサッシ等を使用する場合もつや消しや暗色系のものを使用するなど、落ち着いた佇まいの創出に努める。

【熊本県景観計画の景観形成地域の基本方針（抜粋）】

人吉城跡・永国寺ゾーン

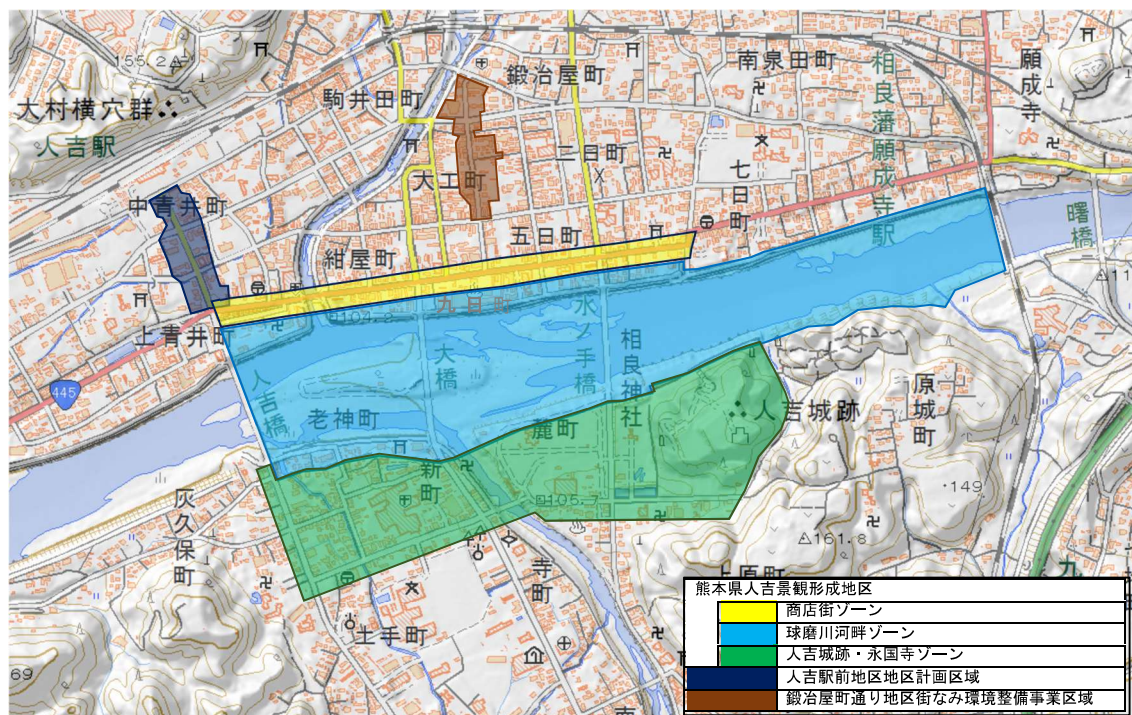
- ・街並みは、城下町の情景を伝える落ち着きと秩序あるものとなるよう努める。
- ・建築物は、城下町の歴史と文化的雰囲気を引き立たせる落ち着いたものとする。
- ・敷地の周囲は、生垣や石垣など歴史的な佇まいの要素を取り入れた修景に努める。

球磨川河畔ゾーン

- ・街並みは、人吉の原風景といえる緑に囲まれ、悠々とした水の流れをもつ河畔風景に調和したものとなるよう努める。
- ・建築物は、水と緑の河畔風景に調和しつつ、兩岸からの視線に配慮し、川へ顔を向けたものとする。
- ・敷地は、球磨川の背景となる山並みの緑につなぐ緑化を図る。

商店街ゾーン

- ・街並みは、都市の顔となるシンボルストリートにふさわしい賑わいと活気を持ったものとなるよう努める。
- ・建築物は、通りの賑わいを高め、美しく風格ある街並みを形成するものとする。



図：序－１ これまでの景観施策・事業の位置

序ー2 人吉市の社会状況

景観政策の基本的な方向性を見定める上で、近年及び今後の社会動向の中で特に不可避であり考慮が必要と思われる事項・状況について確認します。まず、市街地全体においては人口減少に伴う市街地の空洞化や蓄積された社会基盤の更新が景観に対する課題として顕在化しています。また地域経済が低迷する中、経済交流を促す上で、多くの歴史的な観光資産をもつ本市の景観的価値の向上が望まれています。

このような情勢にあって景観計画上対策を検討すべき課題は、以下の3つの視点(予防、改善、活性化)から整理され、これらの課題に対する実効性のある景観形成方針、景観形成基準、そして基準の適用範囲を地域の実情に合致する形に整えていく必要があります。

1. 予防的措置を必要とする課題

長く放置すれば、景観の重大な変容を引き起こす可能性のある課題

- ①源流域・水源域の環境保全：市域の大半を占める森林の保護が求められています。
- ②里山・田園の持続：人口減少や産業構造変化に伴う耕作放棄地、放置山林の増加、他用途への転換（太陽光発電施設等）などの問題があります。
- ③集落の維持：中山間地にある集落や周辺道路等の社会基盤の維持が求められています。

2. 改善的措置を必要とする課題

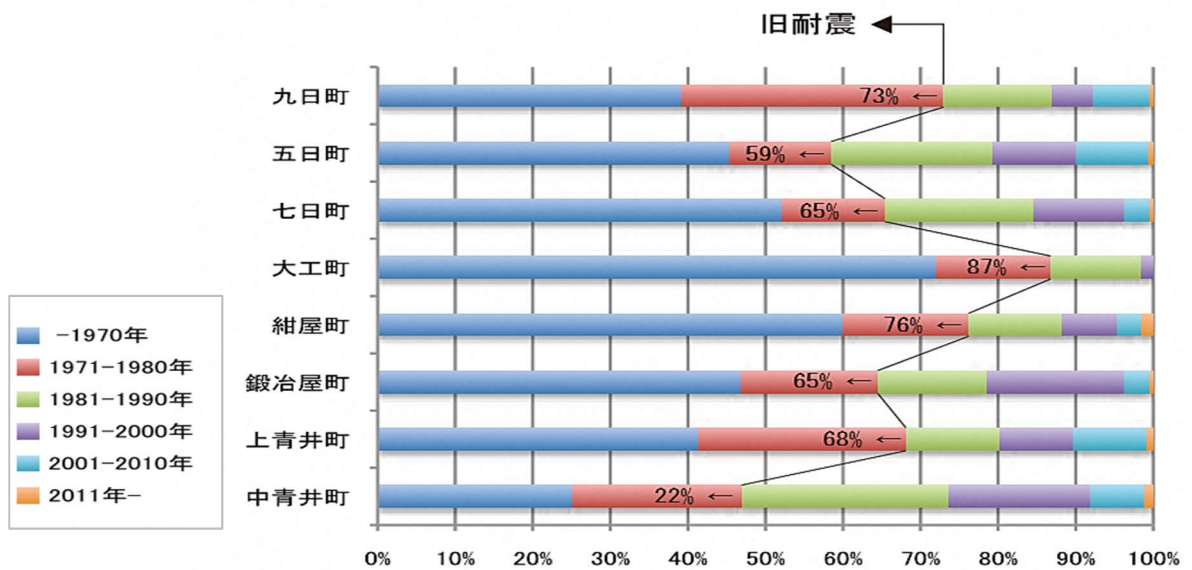
高度経済成長期に築造や策定が行われたもので耐用年限を迎えたり、現代に適合しなくなっているもので、今こそ景観の質を高める時機と捉えるのがふさわしい課題

- ①水辺とのかかわり方：人吉の代表的な風景は水辺に関係するものが多く、河川改修が進む中で、それが風景や生活に与える影響は少なくありません。
- ②人工物の管理：以下のような課題があります。
 - 高度成長期に建設された既存建物・土木構造物の更新・修繕の時期に来ています。
 - 空き地、空き家が増加傾向にあり、駐車場への転用が多くなりつつあります。
 - 歴史性を感じさせる木造建築が後継者不在などの理由で保全維持が困難となっています。
 - 商業地域や郊外幹線道路沿いにおいて、営業看板やのぼり旗が乱立しています。
 - 商業地区と歴史的遺産のある地区が隣接し、聖域性があいまいになるなど影響が出ています。
- ③交通動線の改善：訪問者の回遊を促すためには利便性・安全性の確保が必要ですが、現状は公共交通機関の不足や、歩行者の安全が確保されていない未改良の道路が見受けられます。

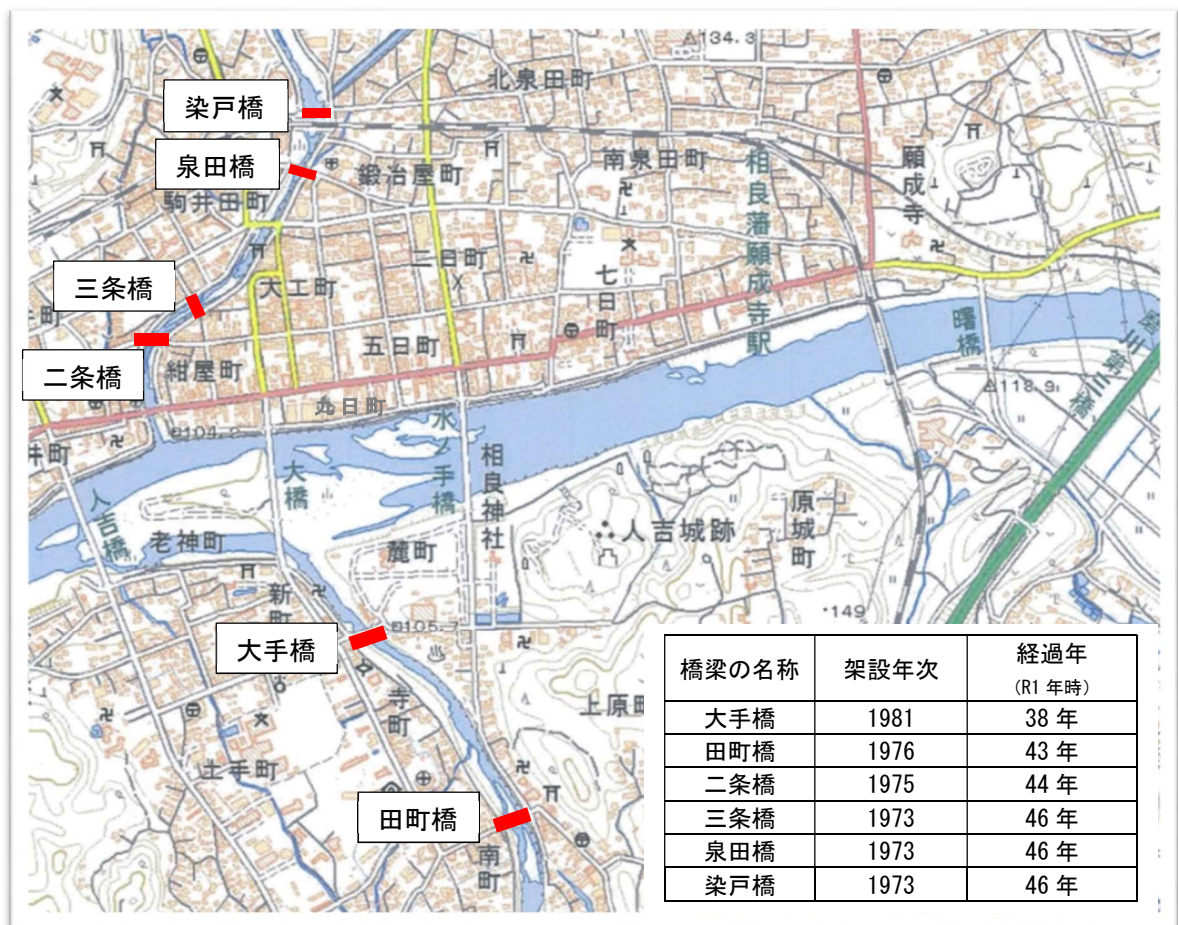
3. 新たな街づくりにおいて活性化措置を必要とする課題

今後確実に風景の変容をもたらす公共事業や、今後も間違いなく継続される行為・活動の中で景観の質的向上を図る手法を見出したい課題

- ①産業・交流の活性化：人吉球磨スマートインターチェンジの整備・開通による沿道土地利用の変化に伴う風景変化が予想されます。
- ②人吉の伝統的な雰囲気創造する職人や技術者の活躍の場づくり：おくんち祭りのコースに代表されるように、市街地が晴れ舞台となるべき時に、訪問者を魅了するようなしつらえという点で、コース上の景観要素への配慮が足りない傾向があります。



図：序－2 市街地の町単位の建物年数
(平成 28 年度固定資産家屋課税台帳より)



図：序－3 今後改修が必要な橋梁の位置

序－3 本計画の目的と位置づけ

1. 計画の目的

景観計画とは良好な景観を保全・育成・創出することにより、豊かな生活環境を形成していくことを目的としています。本市では日本遺産をはじめとして、市民の地域への誇りと愛着を醸成しうる優れた景観資源に恵まれ、これまで受け継いできた自然や文化を継承し、新たな価値を生み出すためには、景観形成への取り組みを総合的に推進する必要があります。

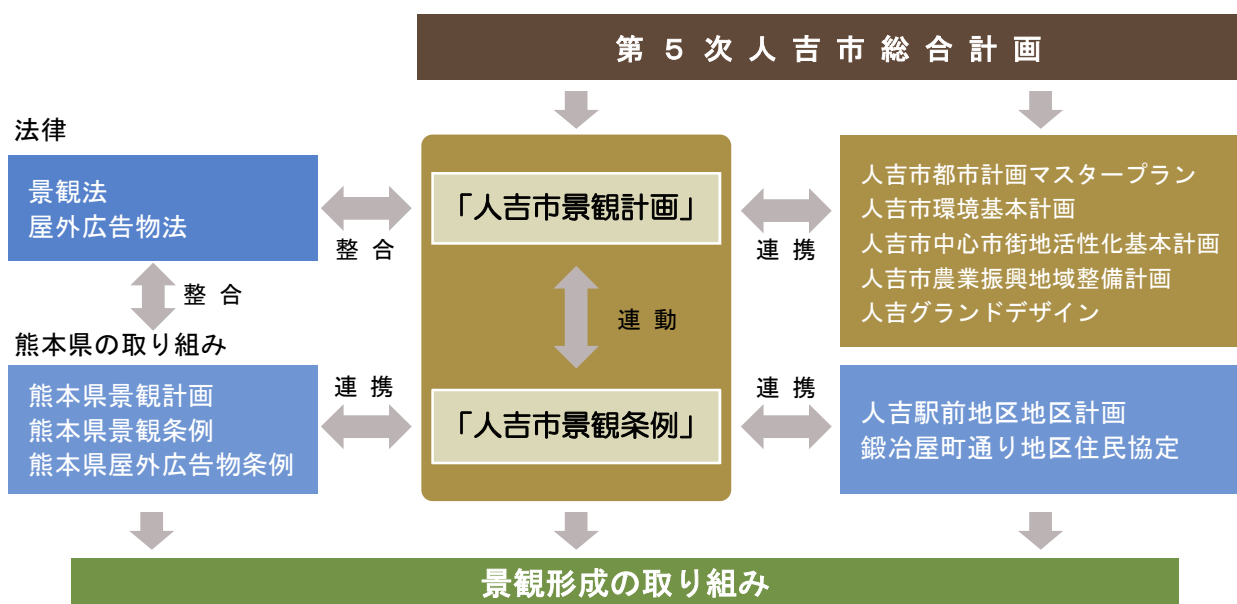
本計画では景観形成に関する方針や基準を定め、市民協働の取り組みとともに計画的に景観形成を進めるための具体的な内容を定めます。本計画の期間は定めませんが、運用状況を確認の上で必要に応じて見直しを行います。

2. 計画の役割

人吉市のこれまでの景観施策は、熊本県景観計画に基づく県景観条例と県屋外広告物条例に準拠して実施されてきました。本計画は熊本県景観計画において県が定めた内容を現在の状況及び近未来に想定される状況変化に合うよう方針や基準を更新し、市が主体性をもって取り組みます。また、計画の策定によって景観行政団体（章末参照）となり人吉市景観条例を制定することによって、景観に関する許認可や指導を市が行うことになります。なお屋外広告物条例に関しては従来どおり県条例に基づくものとします。

3. 計画の位置づけ

本計画は国や県および人吉市における法規制や諸計画と密接に関連しています。その中での人吉市景観計画と景観条例の位置づけを以下に示します。

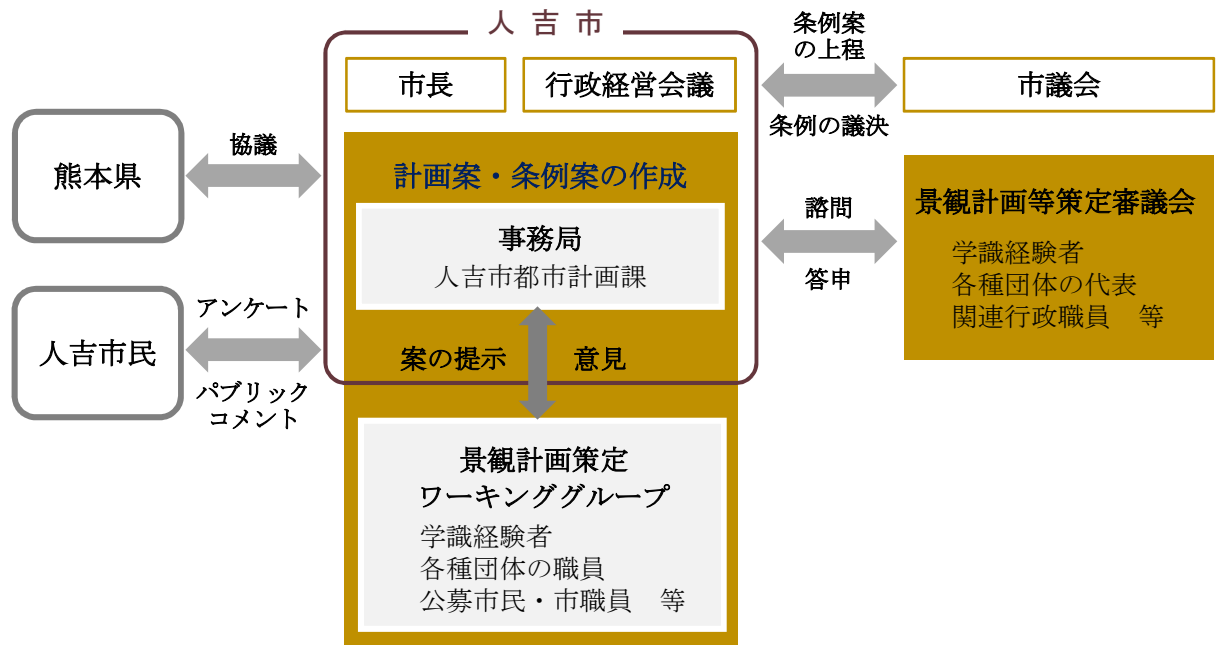


図：序－4 景観計画の位置づけ

序－4 計画検討作業の経過

1. 計画策定体制

人吉市都市計画課が事務局を務め、市民をはじめ関係者との協議・連絡・調整を図りながら策定しました。



図：序－5 景観計画策定体制

2. 計画検討の流れ

本計画は、策定審議会及び策定ワーキンググループにおいて以下の流れに沿って検討を進めました。策定ワーキンググループにおいては審議会での大局的な検討結果に対して、現地を訪ねたり現地の住民と議論したりすることで計画内容の実効性を高める役割を担いました。

表：序－2 各会での計画検討段階の一覧

検討段階	景観計画等策定審議会（※1）	景観計画策定ワーキンググループ（※2）
第1段階	景観構造の特性を分析し、人吉の景観特性を捉える4つの時間区分の設定を検討	温泉場、おくんち祭りコース、街道等を題材に、将来像を議論
第2段階	計画の基本的な枠組みを検討（克服すべき課題と目標の設定、計画対象空間の設定と判断基準、計画期間、推進主体、体制）	特定の地区を選定し“具体的な「ルール・基準作り」「推奨される住民活動」”を検討
第3段階	景観要素に秩序を与えるためのルール、景観形成基準の内容と計画の段階的な進め方を検討	重点的に取り組みたい地区やルートを地元住民を交えて検討
第4段階	景観形成区域と重点地区の景観形成基準の検討	重点地区における景観形成基準と住民と行政の役割について検討
第5段階	青井阿蘇神社周辺重点地区に関する基準とエリア指定について検討	青井阿蘇神社周辺重点地区に関する基準とエリア指定について、地元住民を交えて検討
第6段階	計画原案の検討	—
第7段階	計画原案の承認	

※1：市長が委嘱した委員15名によって構成

※2：市民有志及び人吉市役所職員によって構成（総参加数 延べ79名）

序－5 計画書の構成

審議会及びワーキンググループでの検討成果をもとに、計画書を以下のようにとりまとめています。



図：序－6 計画書の構成

人吉市景観計画で用いる基本的な用語

風景と景観

景観計画では計画対象を明確にする必要がありますので、人が主観的に眺める対象を「風景」と呼び、分析や考察するために視点場を定めて再構成する対象を「景観」と呼びます。

視点場

風景を捉える人の立つ位置を指します。視点場とその視点場から見る範囲を設定することで、その範囲が「景観」として考察の対象になります。視点場は公共空間の地上にあることを基本としますが、場合によっては車中や船上に視点場を置いて考察することもあります。

遠景・中景・近景

景観の構成要素を考察する場合に、便宜上「遠くに見える景観要素、近くに見える景観要素、その中間にある景観要素」の3つに分類する用語として用います。

景観要素 景観資源

風景の中で個別に認識され、山や樹木、建物、祭りなど個々の名称で呼ばれるものを景観要素、それらに何らかの価値を有すると感じる対象を景観資源と呼びます。

稜 線

山の尾根や森の頂部をつなぐ線で、空との境界となります。

修 景

樹木の剪定や建物の塗装など適切な修正を加えて、より美しい状態にすることを指します。

景観行政 団体

景観法による景観行政を行う行政機構。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができます。

図表リスト

図表リスト	掲載 ページ
表：序－１ 景観施策の歩み	2
図：序－１ これまでの景観施策・事業の位置	3
図：序－２ 市街地の町単位の建物年数	5
図：序－３ 今後改修が必要な橋梁の位置	5
図：序－４ 景観計画の位置づけ	6
図：序－５ 景観計画策定体制	7
表：序－２ 各会での計画検討段階の一覧	7
図：序－６ 計画書の構成	8
図１－１ 人吉の風景を形づくる様々な要素	14
図１－２ 人吉盆地の構成	16
図１－３ 人吉市域と集水域	16
図１－４ 人吉の文化財の分布	19
図１－５ 中世集落と街道	20
図１－６ 近代の交通網	20
図１－７ 現代の交通網	20
図１－８ 四季折々の典型的な風景	21
図２－１ 市街地の景観資源の位置	27
図２－２ 郊外の景観資源及び眺望点の位置	29
図２－３ 大事にしたい風景	30
図２－４ 風景の変化で気になること	30
図２－５ 専門家にできること	30
表２－１ 風景の質を高めるための基本的な処方	32
図３－１ 計画の対象とする区域の分類	40
図３－２ 景観計画区域（人吉市域）	41
図３－３ 山林・里山・田園・居住地の分布地図	42
図３－４ 人吉盆地の標高別の特徴	43
図３－５ 人吉盆地の断面形状	43
図３－６ 球磨川河畔景観形成地域	47
図３－７ 重点地区の範囲指定方法	48
図３－８ 景観形成重点地区候補の分布（市街地）	51
図３－９ 景観形成重点地区候補の分布（郊外）	51
図３－１０ 青井阿蘇神社周辺重点地区	52

図表リスト	掲載 ページ
図４－１ 景観計画区域	58
表４－１ 届出対象となる「大規模行為」	58
表４－２ 景観計画区域における景観形成基準	59
図４－２ 球磨川河畔景観形成地域	60
表４－３ 球磨川河畔景観形成地域における届出の対象	60
表４－４ 球磨川河畔景観形成地域における景観形成基準	61
図４－３ 青井阿蘇神社周辺重点地区	62
表４－５ 青井阿蘇神社周辺重点地区における届出の対象	62
表４－６ 青井阿蘇神社周辺重点地区における景観形成基準	63
図４－４ 人吉橋から神社の森への眺望範囲	63
図４－５ 青井阿蘇神社眺望保全地区	64
表４－７ 青井阿蘇神社眺望保全地区における届出の対象	64
表４－８ 青井阿蘇神社眺望保全地区における景観形成基準	64
図４－６ 青井阿蘇神社眺望保全地区における建築物等の高さ制限	65
図４－７ おくんち祭り伝統継承地区	66
表４－９ おくんち祭り伝統継承地区における届出の対象	66
表４－１０ おくんち祭り伝統継承地区における景観形成基準	67
図４－８ 外観の色彩が対象となるものの例	67
図４－９ 地域・地区指定総括図	68, 69
図４－１０ 特定施設届出対象地区	70
表４－１１ 特定施設の一覧	70
表４－１２ 届出対象行為	71
表４－１３ 届出対象地区の景観形成基準	71
図４－１１ 案内標識のデザイン指針	74
図４－１２ 屋外広告物に対する規制対象地域	74
図５－１ 人吉の四季折々の風景を舞台に、市民一人ひとりが各自の役割をもって取り組む姿	80
図５－２ 景観計画への関わり方の例と相互関係	81